

令和4年度 大分県障害者施策推進協議会 資料 目次

大分県障がい福祉計画（第6期）及び大分県障がい児福祉計画（第2期） の実施状況について（資料1）	1
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する 法律の施行について（資料2）	10
医療的ケア児支援センターの開設について（資料3）	12
「東アジア文化都市 2022 大分県」関連事業について（資料4）	15
大分県手話普及プロジェクト（聴覚障がい者の困りごと動画と指差しコミ ュニケーションボード）について（資料5）	16

大分県障がい福祉計画(第6期)、大分県障がい児福祉計画(第2期)の進捗状況について(R3~5年度)

資料 1

(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

① 福祉施設からの地域生活移行

【数値目標及び実績】	達成率 14.8 %	国の指針		
対象者(R元(2019)年度末現在の施設入所者)	1,902	人	R5(2023)年度末において、R元(2019)年度末の施設入所者数の『6.0%以上』が地域生活へ移行することを目標とする。	
【目標】R5(2023)年度末までの地域生活移行者数(R3~5の計)	115	人		(6.0%)
【実績】R3(2021)年度末までの地域生活移行者数	17	人		0.9%

※国の基本指針を踏まえたうえで、県下各市町村と実績や実情等について協議・調整を行った結果、上記目標値を設定

◎ 地域生活移行者数の推移

(単位:人)

	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域生活移行者数	31	47	41	71	31	39	39	32	37	41	28	22	21	19	16	17		
各期の累計	31	78	119	71	102	141	39	71	108	41	69	91	21	40	56	17		
H18年度からの累計	31	78	119	190	221	260	299	331	368	409	437	459	480	520	576	593		

※各市町村数値の積み上げ

【達成状況】
3年間で達成すべき目標の計画1年目における達成率は14.8%(目標の115人に対して実績17人)

【原因】

- ・障がい者自身の高齢化、重度化及び親の高齢化に伴う在宅介護の困難な障がい者の増加
- ・緊急時における障がい者に対する支援体制、地域住民の理解といったソフト面での環境整備の遅れ
- ・入所施設から地域での暮らしに移行した障がい者自身の理解力や生活等に不安がある

【今後の対応】

- ・高齢者、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備等住まいの場の一層の拡充
- ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい(賃貸住宅等)の確保
- ・地域生活支援拠点等(障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制)の整備促進
- ・一人暮らしの障がい者の生活力等を補うための支援を行うサービス(自立生活援助事業所)の整備

② 施設入所者削減数

【数値目標及び実績】	達成率	71.0 %	国の指針		
対象者(R元(2019)年度末現在の施設入所者)	1,902	人			R5(2023)年度末において、R元(2019)年度末の施設入所者数から『1.6%以上』削減することを目標とする。
【目標】R5(2023)年度末までの施設入所者数	1,871	人	(△1.6%)		
【実績】R3(2021)年度末までの施設入所者数	1,880	人	△ 1.2		

◎ 施設入所者の推移

年度	R元年度末(A)	R2年度末	R3年度末(B)	B-A(C)	C/A
施設入所者数	1,902	1,867	1,880	△ 22	△ 1.2

※入所期間の長短を問わず、4月1日時点で入所施設に入所している者

【達成状況】

3年間で達成すべき目標の計画1年目における実績は1,880人で22人の減となっている。

【原因】

・施設からの地域移行を推進しているものの、障害者支援施設への入所待機者が約500名弱(延べ)おり、空きが出た段階で順次入所していくことから、入所者数は減少しにくい状況となっている。

【今後の対応】

- ・障がい者を受け入れるグループホームの整備等住まいの場の一層の拡充
- ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい(賃貸住宅等)の確保
- ・地域生活支援拠点等(障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制)の整備促進

【参考】グループホーム(共同生活援助)のサービス見込み量

サービス量(R元(2019)年度)	1,994	人	
【見込】サービス量(R3(2021)年度3月見込)※1	2,192	人	1.10倍
【実績】サービス量(R3(2021)年度3月実績)※2	2,265	人	1.14倍

※1 各市町村のR2年度3月の見込量の積み上げ

※2 各市町村数値の積み上げ

◎ グループホームのサービス量の推移

(単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
グループホーム	1,314	1,461	1,588	1,815	1,837	1,994	2,104	2,265

③ 精神科病院からの地域生活移行

【数値目標及び実績】	達成率	85.7	%	国の指針
【目標】入院3か月時点の退院率(R5(2023)年度)		69.0	%	R5年度における入院後3ヶ月時点の退院率を『69.0%以上』とすることを目標とする。
【実績】入院3か月時点の退院率(H29(2017)年度)		59.1	%	

※ 国がH30年度以降の実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

【数値目標及び実績】	達成率	89.3	%	国の指針
【目標】入院6か月時点の退院率(R5(2023)年度)		86.0	%	R5年度における入院後6ヶ月時点の退院率を『86.0%以上』とすることを目標とする。
【実績】入院6か月時点の退院率(H29(2017)年度)		76.8	%	

※ 国がH30年度以降の実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

【数値目標及び実績】	達成率	91.1	%	国の指針
【目標】入院1年時点の退院率(R5(2023)年度)		92.0	%	R5年度における入院後1年時点の退院率を『92.0%以上』とすることを目標とする。
【実績】入院1年時点の退院率(H29(2017)年度)		83.8	%	

※ 国がH30年度以降の実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

【数値目標及び実績】				国の指針
【目標】令和5(2023)年度1年以上の長期入院患者数	65歳以上	1,852	人	R5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
	65歳未満	710	人	
【実績】令和3(2021)年度1年以上の長期入院患者数	65歳以上	2,332	人	
	65歳未満	919	人	

【達成状況】

3年間で達成すべき目標の計画1年目における達成率は、退院率については85.7%(3ヶ月時点)、89.3%(6ヶ月時点)、91.1%(1年時点)、長期入院患者数は2,332人(65歳以上)、919人(65歳未満)となっている。

【原因】

- ・保護者不在や高齢などの事情により自宅での受入が困難
- ・本人や家族等、病院、支援機関の障害福祉サービスの理解が十分でない
- ・アパート等を契約する上での家主や仲介業者の精神障がいに対する理解不足や保証人・保証制度などの問題
- ・措置入院時以外の夜間休日の医療や相談体制が十分ではない

【今後の対応】

- ・本人や家族、関係機関への啓発活動(研修会)、相談支援体制の推進(実務者によるWG地域移行支援協議会)、及びピアサポーターの活用や退院後支援計画の作成
- ・居住支援協議会を通じた賃貸住宅供給事業者への普及啓発
- ・精神科救急情報センターによる夜間・休日の電話対応及び受診調整
- ・精神科救急及び身体合併症に24時間365日対応可能な県立病院精神医療センターの整備による救急体制の整備(令和2年10月に開設)

(2) 障がい者の就労支援

④ 障がい者雇用率の全国順位

【数値目標及び実績】 達成率 87.2 %

R2(2020)年順位	7	位	【参考】身体1.65(1位)、知的0.58(28位)、精神0.32(27位)
【目標】R5(2023)年順位	1	位	大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015(2020改訂版)」におけるR6(2024)年目標値 第1位
【実績】R3(2021)年順位	7	位	身体 1.70、知的 0.55、精神 0.33

※1 41都道府県÷47都道府県=0.8723=87.2%

※2 厚生労働省 障害者雇用状況報告より

【達成状況】

目標の達成率は87.2%(目標順位1位に対し7位)
障がい者雇用率は2.59%、全国順位は7位

【原因】

- ・雇用率は0.04ポイント上昇(2.55→2.59%)し、雇用障がい者の算定数も27.5人増加したが、障がい種別でみると、身体が0.05ポイント上昇(+51人)したのに対し、知的は0.03ポイント減少(△36人)し、精神は0.01ポイントの上昇(+12.5人)にとどまった。
- ・企業規模別にみると、県内企業が県外で運営しているA型事業所の利用者が県外企業へ就職したことなどにより、300人以上500人未満の企業において68人減と減少幅が最も大きくなった。

【今後の対応】

- ・知的・精神障がい者を5人以上新たに雇い入れる企業に対し、そのために必要となる施設改修等の経費を助成する。
- ・障がい者雇用支援アドバイザーによる仕事の切り出しやマッチング支援に加え、従業員300人以上の法定雇用率未達成の企業を重点企業と位置づけ、商工観光労働部と連携して県職員が訪問し、課題やニーズを踏まえた提案を行い、改善を働きかける。

⑤ 福祉施設からの一般就労への移行

【数値目標及び実績】	達成率 86.1 %				国の指針	
R元(2019)年度一般就労移行者数	159	人	R5(2023)年度中に福祉施設から一般就労に移行した者の数を、R元(2019)年度実績の1.27倍以上とする。			
【目標】R5(2023)年度一般就労移行者数	202	人				1.27倍以上
【実績】R3(2021)年度一般就労移行者数	174	人				約1.1倍

※各市町村数値の積み上げ

◎ 福祉施設からの一般就労者数の推移

	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間一般就労移行者数	36	60	64	64	72	87	86	88	91	115	99	169	178	159	141	174		
目標達成率	39.1%	65.2%	69.6%	69.6%	78.3%	94.6%	93.5%	95.7%	97.8%	66.9%	57.6%	98.3%	118.7%	106.0%	94.0%	86.1%		

【達成状況】

目標の達成率は86.1%(目標の202人に対して174人)

- ・福祉施設からの一般就労者数は前年比+33人

【原因】

- ・一般就労への移行について、ノウハウが十分でない事業所がある。
- ・利用者が減少することによる生産性の低下や、新たな利用者の確保に苦慮することを恐れ、一般就労への移行に消極的な事業所がある。

【今後の対応】

- ・一般就労への移行支援について経験豊富な就労移行支援コーディネーターを配置し、希望する事業所に対して伴走型支援を実施する。
- ・一般就労に送り出した事業所に対して、移行実績に応じた奨励金を支給する。

○ 一般就労移行者のうち、移行支援事業利用者数

【数値目標及び実績】	達成率 93.6 %				国の指針	
R元(2019)年度一般就労移行者のうち、移行支援事業利用者数	60	人	R5(2023)年度中に一般就労移行者のうち、移行支援事業利用者について、R元(2019)年度実績の1.30倍以上とする。			
【目標】R5(2023)年度一般就労移行者数のうち、移行支援事業利用者数	78	人				1.30倍以上
【実績】R3(2021)年度一般就労移行者数のうち、移行支援事業利用者数	73	人				約1.22倍

○ 一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数

【数値目標及び実績】	達成率 85.1 %				国の指針	
R元(2019)年度一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数	37	人	R5(2023)年度中に一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者について、R元(2019)年度実績の1.26倍以上とする。			
【目標】R5(2023)年度一般就労移行者数のうち、就労継続支援A型事業利用者数	47	人				1.26倍以上
【実績】R3(2021)年度一般就労移行者数のうち、就労継続支援A型事業利用者数	40	人				約1.08倍

○ 一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数

【数値目標及び実績】	達成率 90.3 %				国の指針	
R元(2019)年度一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数	50	人	R5(2023)年度中に一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者について、R元(2019)年度実績の1.23倍以上とする。			
【目標】R5(2023)年度一般就労移行者数のうち、就労継続支援B型事業利用者数	62	人				1.23倍以上
【実績】R3(2021)年度一般就労移行者数のうち、就労継続支援B型事業利用者数	56	人				約1.12倍

(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

⑥ 発達障がい者支援専門員の養成数

【数値目標及び実績】 達成率 78.2 %

児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数(R元(2019)年度)	129	人	
【目標】児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数(R5(2023)年度)	197	人	毎年17人ずつ養成することを目標とする。(R11(2029)年度までに300人養成することを目標とする。)
【実績】児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数(R3(2021)年度)	154	人	

◎ 児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数

	第1期			第2期			第3期			第4期			R1~11
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
目標			17	17	17	17	17	17	17	17	17	18	300
実績			11	14									
実績の累計		129	140	154	154	154	154	154	154	154	154	154	

【達成状況】

- ・目標の達成率は78.2%
- ・R3年度の養成数は14人(R2年度11人 → R3年度14人)

【原因】

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、初級、中級、上級の3段階で実施をしている本研修の一部に参加できず、次の級に進めない者がいたため。

【今後の対応】

- ・受講者の選考の際に、児童に関する事業所等に所属する者をできる限り考慮する。
- ・最後まで養成研修に参加できるように、一部未受講でも進級し、前の級と並行受講できるようR4から緩和

⑦ ペアレントプログラムの受講者数

【数値目標及び実績】 達成率 60.5 %

ペアレントプログラムの受講者数(R元(2019)年度)	175	人	
【目標】ペアレントプログラムの受講者数(R5(2023)年度)	607	人	毎年108人ずつ養成することを目標とする。(1回あたりの受講者6人×3クール×6圏域)
【実績】ペアレントプログラムの受講者数(R3(2021)年度)	367	人	

◎ 児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数

	第1期			第2期			R1~5
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
目標			108	108	108	108	607
実績			103	89			
実績の累計		175	278	367	367	367	

【達成状況】

- ・目標の達成率は60.5%
- ・R3年度の受講数は89人(R2年度103人 → R3年度89人)

【原因】

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面で実施する本プログラムへの受講者が減少した。また、受講者が集まらず中止したもあり、実施回数が減少した(18回→16回)ため。

【今後の対応】

- ・受講者が参加しやすいよう、自法人以外の他機関(市町村・事業所・保育所等)の会場でも実施する。
- ・感染対策を行い、受講者が安心して参加できるよう実施法人に働きかけていく。

⑧ 医療的ケア児等に関する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【数値目標及び実績】 達成率 77.8 %

協議の場の設置市町村 (R元(2019)年度)	7	市町村	
【目標】協議の場の設置市町村 (R5(2023)年度)	18	市町村	全市町村での設置を目標とする。
【実績】協議の場の設置市町村 (R3(2021)年度)	14	市町村	

【達成状況】

- ・目標の達成率は77.8%
- ・R3年度導入の市町村は2(R2年度12市町村 → R3年度14市町村)

【原因】

- ・機会を捉えて設置を促したが、対象児がいない、又は少ないことにより設置に至らなかったため。

【今後の対応】

- ・市町村等が集まる会議などにおいて、引き続き設置を促していく。

【数値目標及び実績】 達成率 100.0 %

コーディネーターの設置市町村 (R元(2019)年度)	11	市町村	
【目標】コーディネーターの設置市町村 (R5(2023)年度)	18	市町村	全市町村での設置を目標とする。
【実績】コーディネーターの設置市町村 (R3(2021)年度)	18	市町村	

【達成状況】

- ・目標の達成率は100%
- ・R3年度導入の市町村は1(R2年度17市町村 → R3年度18市町村)

【原因】

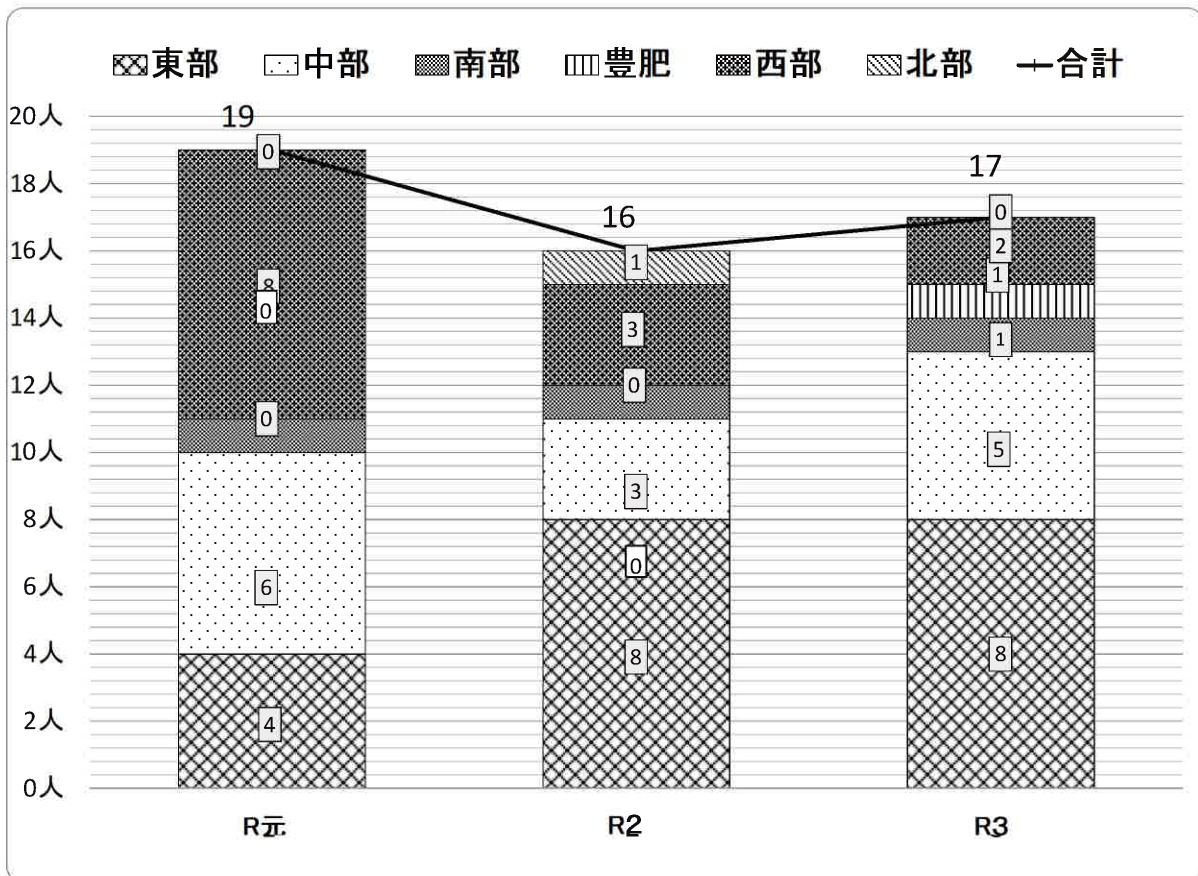
- ・令和元年度からの3年間で、各市町村等からの推薦により受講者を募り、研修を実施したため。

【今後の対応】

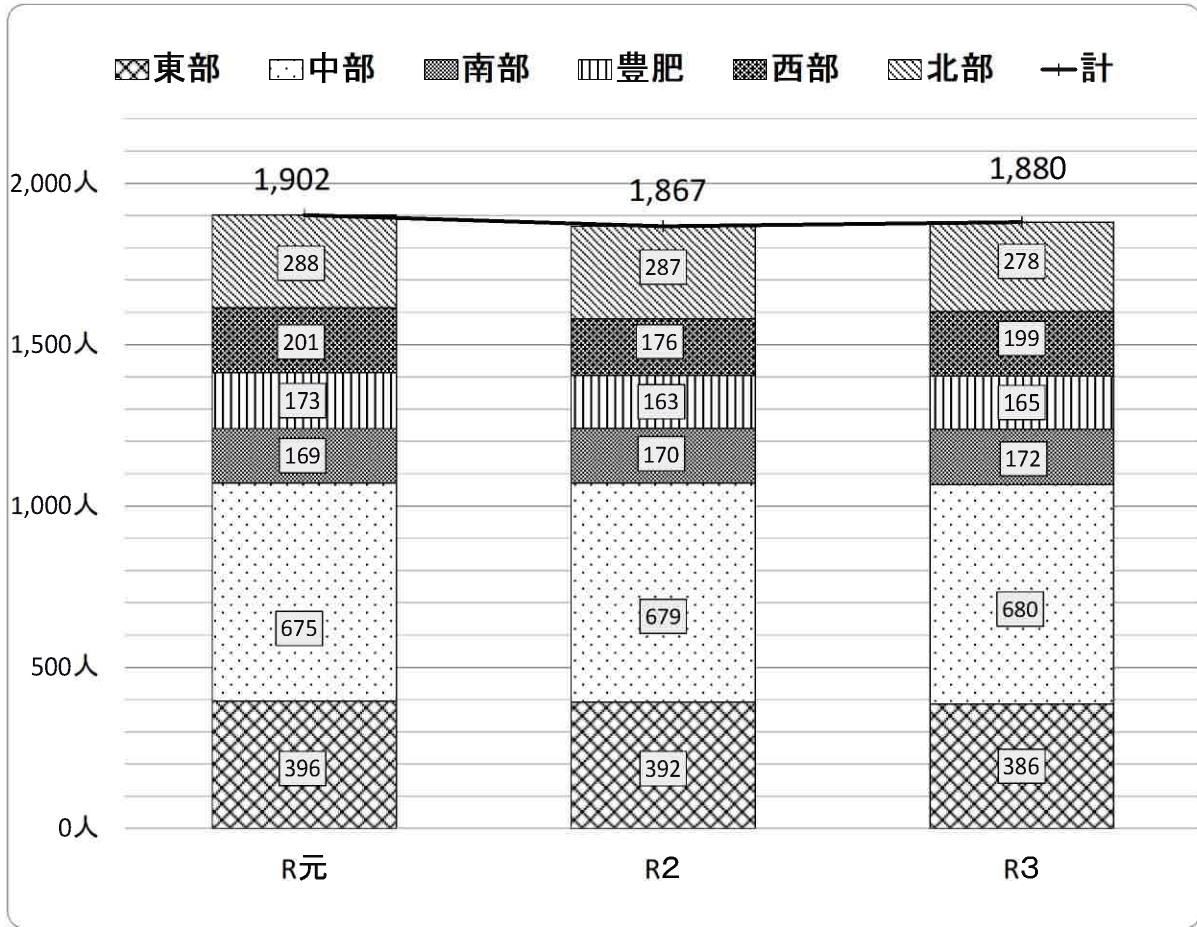
- ・各市町村に配置したコーディネーターに対するフォローアップ研修を行うとともに、各分野にて適切な支援を行うことができる支援者を養成する研修を行うことにより、支援体制の強化を図る。

圏域名	地域生活移行者数(人)			施設入所者数(人)			一般就労移行者数(人)		
	R元	R2	R3	R元	R2	R3	R元	R2	R3
東部	4	8	8	396	392	386	30	29	48
中部	6	3	5	675	679	680	87	63	87
南部	1	1	1	169	170	172	8	6	3
豊肥	0	0	1	173	163	165	3	8	6
西部	8	3	2	201	176	199	7	7	6
北部	0	1	0	288	287	278	24	28	24
合計	19	16	17	1,902	1,867	1,880	159	141	174

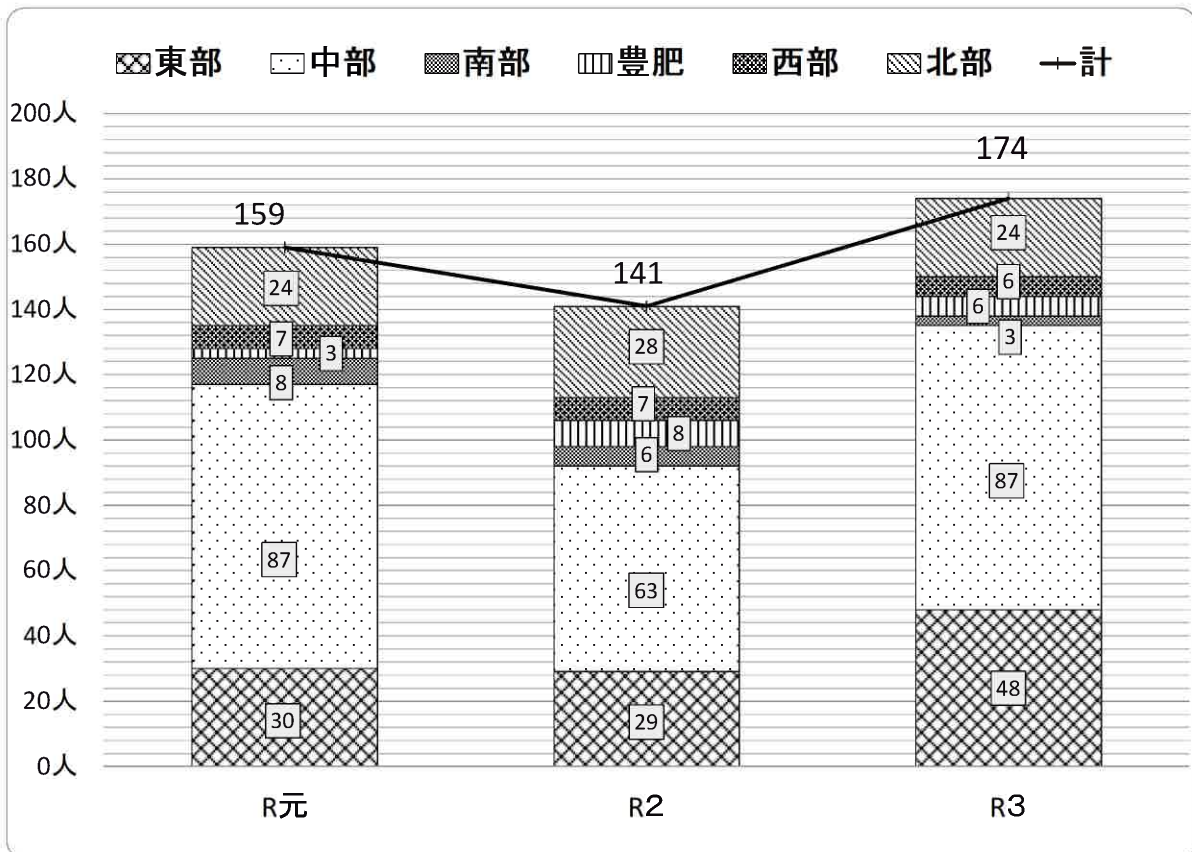
〈地域生活移行者数〉



〈施設入所者数〉



〈一般就労移行者数〉



資料 2

(公印省略)

障 福 第 5 1 9 号
障 社 第 3 2 3 号
令和 4 年 6 月 2 0 日

各 関 係 団 体 の 長 殿

福 祉 保 健 部 障 害 福 祉 課 長
福 祉 保 健 部 障 害 者 社 会 参 加 推 進 室 長

障 害 者 に よ る 情 報 の 取 得 及 び 利 用 並 び に 意 思 疎 通 に 係 る
施 策 の 推 進 に 関 す る 法 律 の 施 行 に つ い て (通 知)

平素より障害者施策の推進にご協力いただきありがとうございます。

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）」が、令和 4 年 5 月 25 日に公布・施行されたことについて、別添（写し）のとおり国から通知がありましたのでお知らせします。

地方公共団体においては、法律の基本理念にのっとり、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務を有することとされており、その実施に当たっては、障がい者や関係者の意見を聴き、尊重するよう努めることになっています。

つきましては、県及び市町村から相談等がありましたらご対応いただきますとともに、今後とも障害者施策の取組にご協力いただくようお願いします。

障害福祉課

管理・計画班（担当：森、川島）

TEL 097-506-2723

障害者社会参加推進室

地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班

（担当：関、竹田津）

TEL 097-506-2725

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要 (令和4年法律第50号)

目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念(3条)

※「障害者」: 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条～8条)

- ・国・地方公共団体の責務等(4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務(5条)
- ・国民の責務(6条)
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条)
- ・障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条～16条)

- | | |
|--|---|
| <p>(1)障害者による情報取得等に資する機器等(11条)</p> <ol style="list-style-type: none">①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援③関係者による「協議の場」の設置 など | <p>(4)障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ol style="list-style-type: none">①相談対応に当たっての配慮②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 |
| <p>(2)防災・防犯及び緊急の通報(12条)</p> <ol style="list-style-type: none">①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など | <p>(5)国民の関心・理解の増進(15条)</p> <p>○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p> |
| <p>(3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)</p> <ol style="list-style-type: none">①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上②事業者の取組への支援 など | <p>(6)調査研究の推進等(16条)</p> <p>○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p> |

- 障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

※施行期日: 令和4年5月25日

大分県医療的ケア児支援センターの概要

資料3

概要

令和3年9月に施行した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児及びその家族を支援するため、センターを設置する。【県委託事業】

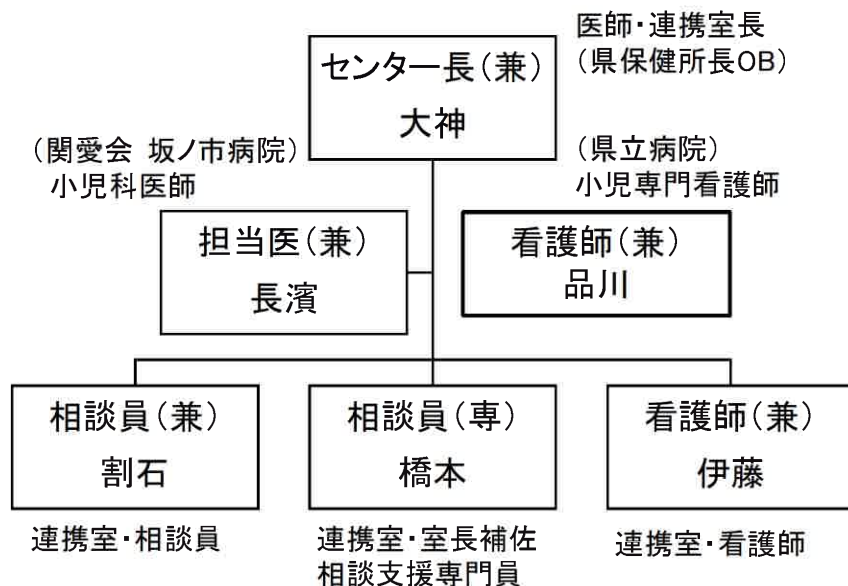
設置場所

社会福祉法人 別府発達医療センター (別府市大字鶴見4075-1)



業務内容

- ・医療的ケア児及びその家族とその他の関係者に対する相談支援
- ・地域の関係機関(医療、保健、福祉、教育、労働等)との連絡調整
- ・関係機関等やこれに従事する者に対する情報提供及び研修の実施



【業務開始日】 令和4年7月4日(月)

【開設時間等】 月～金曜日 9:00～16:30
(祝祭日、年末年始は除く)

【電話】 090-4052-0750

【メール】 oita.icare.shien@gmail.com

【来所相談】 月2回(予約制)

※医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)が必要な児童 県内約130人

大分県医療的ケア児支援センターの概要

R4. 7. 4(月)
開設

大分県医療的ケア児支援センター

県内の医療的ケア児やその家族、支援関係者からの相談をワンストップで受け付けるセンターを設置しました。

当事者の皆様はもちろん、保育所や幼稚園、学校、医療機関、訪問看護ステーション、ヘルパー事業所、児童発達支援事業所、行政など、支援に関係する方はどなたでも相談できます。

生活や支援に関する様々な困りごとや不安をお伺いし、解決に向けて、各分野の関係者と協力して一緒に考えます。



● 例えばこんな相談 ●

子ども 家族	保育園やデイサービスに通わせたいけどどうやって探したらいい？どんな対応をしてもらえる？ きょうだいの学校行事に参加するときなどのこどもの預け先を探している。
保育園	入園希望があった。安心して受け入れるためにどんな体制が必要が知りたい。
医療機関	訪問看護や訪問医などの地域資源を探したい。(退院支援看護師)

● 相談窓口 ●

専用電話 **090 - 4052 - 0750**
平日9:00~16:30

メール **oita.icare.shien@gmail.com**

電話またはメールで
お気軽に
ご連絡ください。



場所:(福)別府発達医療センター内

*センターの概要については、右記QRコードよりアクセスし、大分県障害福祉課HP (<https://soshiki/12500/ikeajishiennsenta-.html>) をご覧ください。
*センターのHPは現在準備中です。完成後は上記HPなどでお知らせします。



【委託者】 大分県障害福祉課 自立・療育支援班
TEL:097-506-2749(直通)
E-mail:a12500@pref.oita.lg.jp

支援関係者の皆さまへのご案内

設立の背景

医療的ケア児の健やかな成長を図り、また子育てするご家族の負担を軽減する目的で、令和3年6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が制定されました。

これにより、医療的ケア児への支援が国、地方公共団体の「義務」と明確に位置付けられました。医療的ケア児支援センターは、この法律に基づいて設置されたもので、医療的ケア児とご家族、そして支援者の困りごとに対するワンストップの相談機関です。

「お風呂に入る」「外出する」「お友だちと遊ぶ」「学校に行く」・・・そんな当たり前の暮らしをよりスムーズに送るためには、医療的ケアの有無にかかわらず、そして住んでいる地域や年齢に関係なく、適切な支援を受けられることが必要です。

そのために、医療的ケア児支援センターは、医療・保健・福祉・教育・労働などの関係機関が連携して社会全体で支援していく架け橋の役割を担っています。

センタースタッフ

- センター長 医師 大神 真史
- 担当医 坂ノ市病院 小児科医師 長濱 明日香(センター嘱託医師)
- 主任 相談支援専門員 橋本 和美(医療的ケア児専任コーディネーター)
- 副主任 看護師 伊藤 京美、社会福祉士 割石 美絵子
- 協力者(運営会議委員) 大分県立病院 小児看護専門看護師 品川 陽子

業務内容

センターでは主に次の事業を実施します。

- 相談対応(電話、メール、来所)
- 訪問支援(保育園、幼稚園、学校、事業所、医療機関など)・・・準備が整い次第開始
※まずはご相談をお受けしたのち、必要に応じて各施設への訪問支援を行います。
そして、各分野の連絡調整や支援チームづくりのお手伝い、活用できる資源の提案をします。
- 社会資源や在宅移行支援等に関する情報整理や情報発信(マニュアル作成・提供含む)
- 支援者の養成(関連事業や関連団体と連携して研修実施)

例えばこんな相談

- 保育園
学校等**
 - ・医療的ケアについてよく知らないので職員向けに研修会をしたい。
 - ・入園(入学)の相談があった。医療的ケア児を受け入れるためにどんな体制が必要が知りたい。
- 福祉サービス
事業所**
 - ・医療的ケア児の受け入れに必要なスタッフ、体制について知りたい。
 - ・医療的ケア児を受け入れるにあたり、サービス報酬の算定方法などを確認したい。
 - ・利用者の災害への備えなどについて相談したい。
- 訪問看護
ステーション**
 - ・重症な子の訪問看護に行くことになった。ケアに関する不安や疑問等誰か相談できる人を教えてほしい。
 - ・医療的ケア児を初めて担当するが事前に実地研修などできないか。
- 病院
診療所**
 - ・入院中の医療的ケア児の意思決定支援に取り組んでいるが、難渋しているので相談したい。
 - ・退院支援をしているが、あまり経験がなく自信がないので確認したい。
 - ・現の居住地の医療的ケアに対応可能な訪問看護ステーションや訪問医、通所サービス等を探したい。
 - ・子どもの在宅人工呼吸器の管理やカフアシストの使用法などについて知りたい。
 - ・訪問診療の診療報酬の算定のしかたについて確認したい。

大分県発達医療センター
〒870-0192 別府市福地1-1-1
TEL:097-506-2749(直通)

大分県医療的ケア児支援センターの概要

大分県医療的ケア児支援センター開設後相談実績（7/4～10/31）

○医療機関

- ・自己導尿の手技を覚えてほしい。手立てについて
→リハ主治医からの相談、訪問看護STとやりとり。本人ご家庭の意思確認取れず。
※導尿～尿道口からカテーテルを挿入し、人工的に尿を排出させること
- ・家族が補装具費用の支払いが厳しい。支払い方法を教えてほしい
→病院SWより 業者への問い合わせ、これまでの対応例を伺い情報提供

○保護者

- ・訪問看護事業所の変更にあたり、新しい事業所の情報を知りたい
→家族からの相談訪問看護ステーション協会に問い合わせ→ご家族へ情報提供
- ・学力が定着しない
→家族 医ケア児ではなく発達のお子さん。学校への相談、他の相談機関等の紹介
- ・人口呼吸器管理で入院中、退院後の在宅支援について知りたい。
→家族より 居住自治体での支援の現状をお伝え。

○福祉

- ・地域の資源を教えてほしい
→地域の医ケア児コーディネーターより 市外から医ケア児の転入の相談を受けた。対応経験少なくちぐはぐな返答をしてしまったとのこと。対象となるお子さんの詳細な情報全くなし。アセスメントについて提案

○行政

- ・今後医療的ケア児を対象とした障害福祉サービスの要望に対応できるよう事業構築したい。
→行政(福祉担当課)より 先進的に取り組んでいる市へ情報収集し、情報提供。

◎相談件数

当事者	1
家族	9
関係機関	22
合計	32

◎相談方法

電話	17
メール	9
来訪	2
訪問	1
その他	3
合計	32

◎対象者の年齢 (実人数)

未就学児	8
就学児	3
その他	2
合計	13

※半数以上が0歳児から1歳児

◎対象者の主な医療的ケア (実人数)

人工呼吸器	4
導尿	2
在宅酸素	1
その他(不明含)	6
合計	13

1. 「東アジア文化都市2022大分県関連企画」の実施

パラアートOITA (R4.10.3~10.30) @県立美術館1階アトリウム

R4当初予算 5,450千円

○企画展

温州市・済南市（中国）、慶州市（韓国）、大分県の各開催都市から、障がいのある方が制作した作品を一堂に集めた展覧会を開催

👉 **(展示作品数) 計40作品** ※各開催都市から10作品ずつ **(来場者数) 6,422人**

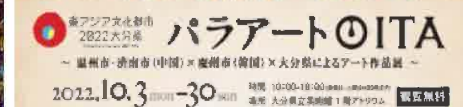
(温州市)



(済南市)



(慶州市)



○アート公開制作

- ・10/8 (土) 甲斐瞳 (ペン画) 原野彰子 (絵手紙)
- ・10/15 (土) 中野マーク周作 (陶芸)
- ・10/29 (土) 甲斐瞳 (ペン画) 古城貴博 (ペン画)

○ワークショップ

- ・10/8 (土) 缶バッジ・マグネットを作ろう
- ・10/15 (土) 粘土で遊ぼうワークショップ
- ・10/29 (土) 缶バッジ・マグネットを作ろう



(大分県)



2. 「東アジア文化都市2022大分県」実行委員会主催行事への参加

開幕行事 (R4.5.22) @別府ビーコンプラザ



- 文化体験ブースに「障がい者アート」コーナーを展開
- 県内作家10人16作品を展示
- 缶バッジワークショップを実施

閉幕行事 (R4.11.6) @県立美術館前歩行者天国



- ワークショップブースに「障がい者アート」コーナーを展開
- 県内作家6人6作品を展示
- 缶バッジワークショップを実施

大分県手話普及プロジェクト

手話は、手の動きや表情等を使って表現するひとつの言語です。

音が聞こえる人、聞こえない人に関わらず、すべての人が手話を身近に感じ魅力あるものと思えるよう大分県では手話の普及に取り組んでいます。

大分県手話言語条例の制定

手話は独自の言語であるとの認識に基づき、手話の普及等により障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し歩み寄りながら共生する大分県を実現するため、令和3年3月、議員提案により「大分県手話言語条例」が制定・施行されました。

条例の紹介動画はこちら

大分県手話言語条例の条文を手話と字幕により紹介したものです。以下のリンクをクリックすると大分県聴覚障害者センターのYoutubeチャンネルに移動します。

[大分県手話言語条例](#)

この条例の概要についてはこちら

[大分県議会のページ](#)

福祉サービス等を手話で紹介

福祉サービス等の紹介動画はこちら

福祉サービス等を手話と字幕により紹介したものです。以下のリンクをクリックすると大分県聴覚障害者センターのYoutubeチャンネルに移動します。

[○公営住宅への入居](#)

[○こころとからだの相談支援センター](#)

[○生活福祉資金の貸付](#)

[○障害者手帳交付](#) ←NEW!!

[○日常生活福祉用具](#) ←NEW!!

[○あったかは一と駐車場](#) ←NEW!!

手話普及動画等

「手話って面白い」をコンセプトに、手話の魅力などを紹介します。

[ポスター 「ザ・エンターテイメント 手話の世界」 \[PDFファイル/5.14MB\]](#)

手話の魅力紹介動画はこちら

[○ザ・エンターテイメント「手話の世界」 1手話って面白い](#)

[○ザ・エンターテイメント「手話の世界」 2手話がなくっちゃ](#)

[○ザ・エンターテイメント「手話の世界」 3手話を学ぼう](#)

聴覚障がい者の困りごと動画

聴覚障がい者が普段の生活の中で困っていることを動画で紹介するとともに、その際に店員の方等が手話で対応できるように、ワンポイント手話も紹介します。

店員の方等の研修用としてご活用ください。

[「コンビニ」編](#) [【手話字幕付】「コンビニ」編](#)

[「駅」編](#) [【手話字幕付】「駅」編](#)

[「銀行」編](#) [【手話字幕付】「銀行」編](#)

[「ショッピング」編](#) [【手話字幕付】「ショッピング」編](#)

[「病院」編](#) [【手話字幕付】「病院」編](#)

[「美容室」編](#) [【手話字幕付】「美容室」編](#)

[【手話字幕付】「飲食店」編](#) ←NEW!!

[【手話字幕付】「銀行ATM」編](#) ←NEW!!

[【手話字幕付】「病院検査・歯科」編](#) ←NEW!!

[【手話字幕付】「宿泊」編](#) ←NEW!!

[【手話字幕付】「職場」編](#) ←NEW!!

[【手話字幕付】「災害」編](#) ←NEW!!

聴覚障がい者とコミュニケーションがとれる指差しPOP

聴覚障がい者とイラストを用いて意思疎通ができる「指差しコミュニケーションボード」を紹介します。

印刷して店頭などでご活用ください。

[「コンビニ」編 \[PDFファイル/1.15MB\]](#)

[「駅」編 \[PDFファイル/519KB\]](#)

[「銀行」編 \[PDFファイル/658KB\]](#)

[「ショッピング」編 \[PDFファイル/686KB\]](#)

[「病院」編 \[PDFファイル/2.45MB\]](#)

[「美容室」編 \[PDFファイル/616KB\]](#)

[「飲食店」編 \[PDFファイル/2.34MB\]](#) ←NEW!!

[「銀行ATM」編 \[PDFファイル/1.44MB\]](#) ←NEW!!

[「病院検査・歯科」編 \[PDFファイル/867KB\]](#) ←NEW!!

[「宿泊」編 \[PDFファイル/1.34MB\]](#) ←NEW!!

[「職場」編 \[PDFファイル/3.88MB\]](#) ←NEW!!

[「災害」編 \[PDFファイル/5.42MB\]](#) ←NEW!!

入口やレジなどに、「指差しコミュニケーションボード」を準備していることが分かるような表示を、事業所等の状況に応じてご協力をお願いします。

[表示の参考例 \[PDFファイル/1.1MB\]](#)

“無料”手話講座のご案内

聞こえない人への対応で困った経験はありませんか？



指差しコミュニケーションボード



名前をご記入ください

受付・確認



予約
あり・なし



お持ち帰り



満席

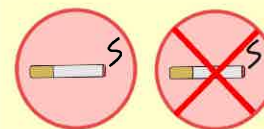
午前・午後

受付終了

何名様？



喫煙・禁煙



テーブル



カウンター

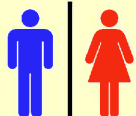


お呼びするまでお待ちください

待ち時間



どこですか



キャンセル

キャンセル



本日のおすすめ



デザート
食前・食後



備え付けのもの
がないです



子供用いす



カード

0

1

2

3

4

月

午前



現金

5

6

7

8

9

日

午後

時 分

○ はい

✕ いいえ

ご注文



決まったらお呼びください



お水・お茶はあちらです



ごはん



パン どちらですか



えび

かに

小麦



そば

卵

乳

落花生

アレルギーがあります



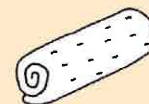
喫煙できる所はどこですか

必要

メニュー



おしぼり



お皿



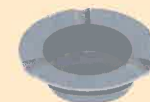
フォーク



スプーン



灰皿



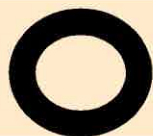
メニュー



箸



お水・お茶



はい



いいえ

指差しコミュニケーションボード

<p>どうされましたか？</p> 			<p>カード・通帳 出てこない</p> 		<p>代わりに電話 お願いします</p> 		<p>何と言っているのか 教えてください</p> 	
<p>操作方法</p> 	<p>エラー になりました</p> 	<p>現金・カード 振込み</p> 						
<p>窓口にご来店ください</p> 			<p>後日 手渡し・郵送</p> 		<p>10万円以上の 振込は窓口へ</p> 		<p>明細知りたい</p> 	
<p>申請が必要</p> 	<p>確認必要 印鑑</p> 	<p>誰の 通帳・カード</p> 						
<p>カード</p>	<p>0</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>月</p>	<p>午前</p> 	
<p>現金</p>	<p>5</p>	<p>6</p>	<p>7</p>	<p>8</p>	<p>9</p>	<p>日</p>	<p>午後</p> <p>時 分</p>	
<p>○ はい</p>				<p>× いいえ</p>				

変更

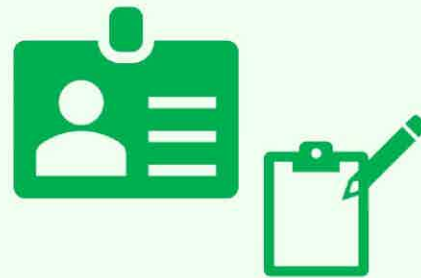
紛失

相談

住所



氏名



通帳



印鑑



カード



投資・資産



融資・ローン



相続・年金



手数料

お待ちください

保険証

免許証

本人確認



指差しコミュニケーションボード

検査前			尿検査 	採血 	血圧 	お待ちください 検査室 待合室
熱は？ 	最後の飲食いつですか？ 	記入 				
検査します			着替えてください 	貴金属は外してください ワイヤ入り？ 	手・あご・目 どこ？	合図決めます 息をかく 息を吸う
レントゲン 	CT 	MRI 				

予約	0	1	2	3	4	月	午前	⌚
	5	6	7	8	9			

○ はい

× いいえ



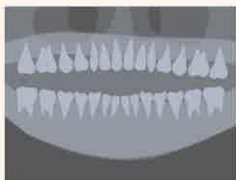
歯科 編

指差しコミュニケーションボード

アレルギー
ある・ない



レントゲン
撮(と)ります



どこが痛い？



虫歯治療



インプラント



矯正・人工歯



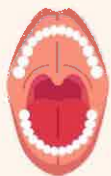
口すすいで
ください



イスを倒します



口あけて
ください



かんで
ください



痛いときは
手をあげてください



麻酔します



型を
とります



歯石を
とります



噛み合わせ



詰め物とれた



歯茎(はぐき)
腫れてる



歯槽膿漏



抜歯します



食事は
〇時間後に





指差しコミュニケーションボード

<p>受付 確認</p>	<p>予約 あり・なし</p>	<p>駐車場 あり・なし</p>	<p>ご記入 ください</p>	<p>朝食 必要・不要 バイキング 和・洋</p>	<p>喫煙・禁煙</p>	<p>チェックインは、 まだですが 荷物 預けられますか</p>
<p>ご案内</p>	<p>お出かけ時 鍵は 「フロントへ」 「自分で持ち ください」</p>	<p>案内マップ あります</p>	<p>近くに</p>	<p>公共交通機関</p>	<p>チェックアウト 時間</p>	<p>宅配</p>

事前清算	0	1	2	3	4	月	午前	
現金	5	6	7	8	9	日	午後	時 分

○ はい

× いいえ

困っていることありますか



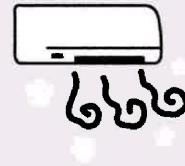
シャワーの温度がおかしいです



Wi-Fi使えますか



鍵を閉じこめました



エアコンの調子がおかしいです



タクシーを呼んでください



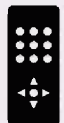
マッサージを呼んでください



近くにコンビニはありますか



具合がわるいです



字幕がつきません



テレビがつきません



指差しコミュニケーションボード

仕事の用件



お客様に飲み物



コピー



- ・カラー
- ・白黒
- ・冊子

書類作成・変更
○日まで
お願いします



確認 ~~済~~
修正お願いします



外出中

： まで

外出



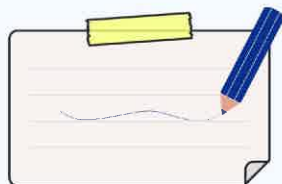
直帰



職場内



受付・伝言メモ



朝礼・終礼



会議
〇〇時に始めます



連絡お願いします



もう一度
説明お願いします



0

1

2

3

4

月

午前



5

6

7

8

9

日

午後

時

分



はい



いいえ

早退します



昼ごはん
あります



頼みます

外出してきます

避難・帰りましょう



電車・バス
使えない



休みと
スケジュール

シフト表

年	月
月日	/ /
氏名	月 火 水 木 金 土 日

変更になりました



手伝ってほしい



破棄してください



席を外します



交流会があります



小
文字

わ

ら

や

ま

は

な

た

さ

か

あ

〃

り

み

ひ

に

ち

し

き

い

○

を

る

ゆ

む

ふ

ぬ

つ

す

く

う

ー

れ

め

へ

ね

て

せ

け

え

ん

ろ

よ

も

ほ

の

と


そ

こ

お

災害 編

指差しコミュニケーションボード

災害が起きました 

現在情報



避難警報発生



避難場所

高いところ



地区
避難所

電車・バス

動いていません



自宅にいる



避難する



避難所では



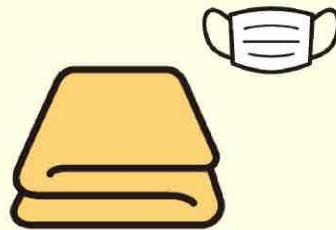
受付



安否連絡



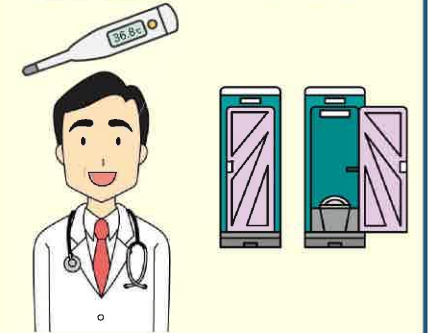
物資配布



飲食物配布



救護・トイレ



0

1

2

3

4

月

午前



5

6

7

8

9

日

午後

時

分



はい



いいえ

<p>咳が出る</p> <p>熱がある</p> 	<p>さむい</p> <p>痛い</p> 	<p>眠れない</p> <p>めまいがする</p> 	<p>気持ちが悪い</p> 	<p>しびれる</p> <p>苦しい</p> 						
<p>車の中・屋外に居ます</p> 	<p>閉鎖・移動</p> 	<p>自宅に戻っていい?</p> 	<p>ペット同行</p> 	<p>連絡お願いします</p> <p>緊急時連絡表 TAXI</p> 						
小文字	わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
〃		り		み	ひ	に	ち	し	き	い
○	を	る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
-		れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
	ん	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お